ス管理責任者」をいう。以下同じ。）の確保が困難であるため障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、当該地方公共団体が法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域に所在する事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件については、サービス管理責任者資格要件告示第一号イ(1)㈠中「五年以上」とあるのは「三年以上」と、「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。

（事業）

第二条　法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち、厚生労働省告示で定める事業は、別表に掲げる事業とする。

別表（第二条関係）

事業の名称	関係条項
サービス管理責任者の資格要件弾力化事業	第一条

○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町薬王寺字西谷四七の二・四七の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、但東町佐々木字鍛治屋一七、一八、字深山七九の一、七九の四、七九の五、出石町奥山字矢代一九七から二〇五まで、二〇六の一、二〇六の二、二一〇、二一二から二一五まで、二一七、二一九、字茶スリ二二六、二二七、二三〇、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四から二三七まで、字岩尾二八七から二八九まで、字ナガシ山二九一の一、二九二から二九四まで、三〇六の一、三〇九、三一〇、字茗荷谷三一一、三五四の一、三五四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町栃原字垣内三九一、三九二、字口中山四五二の二五、四五二の二九、四五二の四三、四五二の四五から四五二の五一まで、四五二の九六、四五二の一二六から四五二の一三四まで、安富町皆河字湯ノ山一一一八の四七、一一一八の六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字垣内三九一・三九二・字口中山四五二の二九・四五二の四五・四五二の九六・四五二の一二六・四五二の一二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町中竹田字長谷六二二七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町坂本字茗ケ谷七五、七八、六〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字茗ケ谷七五・七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町原字権現四七から五〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区西藤平字落合一八六の一五五、一八六の一八一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備